

厚生労働省
東京労働局発表
令和3年2月1日

担	東京労働局職業安定部職業対策課 課長 茂原 徳雄 課長補佐 西尾 賢三
当	電話 03-3512-1662 (直通) FAX 03-3512-1565

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和2年10月末現在)

～外国人労働者数は約49.7万人 届出義務化以降、過去最高を更新～

東京労働局(局長 土田浩史)はこのほど、令和2年10月末現在の東京労働局管内(以下「東京局内」という)の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ及び離職時に、氏名、在留資格、在留期間、在留カード番号などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)に届け出ることを義務付けているものです。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者*です。数値は令和2年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

*特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

【届出状況のポイント】

①外国人労働者数は496,954人で、前年同期比で11,609人(2.4%)増加(平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新)。

●国籍別では、中国が最も多く170,176人(外国人労働者数全体の34.2%)。次いでベトナム83,654人(同16.8%)、韓国38,868人(同7.8%)、ネパール38,440人(同7.7%)、フィリピン32,507人(同6.5%)の順。対前年伸び率は、インドネシア(7.6%)、ブラジル(5.7%)、ペルー(5.5%)が高い。

●在留資格別では、「専門的・技術的分野」が最も多く167,805人で、前年同期比11,327人(7.2%)の増加。次いで、「資格外活動」が162,915人(同11,006人(6.3%)の減少)、永住者や永住者を配偶者に持つ人など「身分に基づく在留資格」が130,250人(同7,978人(6.5%)の増加)と続く。尚、「資格外活動(うち留学)」については133,638人(同13,377人(9.1%)の減少)であり、「資格外活動」全体の82.0%を占める

●産業別では、「宿泊業、飲食サービス業」が最も多く105,865人(外国人労働者数全体の21.3%)。次いで「卸売業、小売業」が95,401人(同19.2%)。

②外国人労働者を雇用する事業所数は69,957か所で、前年同期比5,320か所(8.2%)増加(平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新)。

●産業別では、「卸売業、小売業」が最も多く16,075か所(外国人雇用事業所全体の23.0%)。次いで「宿泊業、飲食サービス業」13,768か所(同19.7%)。

(添付資料) ・別添1 「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】(令和2年10月末現在) P.2～3
・別添2 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】(令和2年10月末現在) P.4～9
・別添3 「外国人雇用状況」の届出状況表一覧(令和2年10月末現在) P.10～18